

## 船舶事故調査報告書

平成29年8月31日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月20日 15時30分ごろ
発生場所	福井県坂井市福井港福井区 福井南防波堤灯台から真方位178° 1,430m付近 （概位 北緯36° 11.6′ 東経136° 06.8′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>シーフレnds</sup> Sea Friends IIIは、北東進中、消波ブロックに乗り揚げた。 Sea Friends IIIは、船長が負傷し、船首部の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成29年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート Sea Friends III、5.6トン 251-20821福井、個人所有 9.84m (Lr) × 2.85m × 1.17m、FRP ディーゼル機関、228kW、平成21年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年11月22日 免許証交付日 平成28年11月22日 （平成33年11月21日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部に破口、舵板及びプロペラ翼に曲損、操舵室及び機関室等の各設備に濡損等（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 気温 11.0℃ 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）1人を乗せ、福井県越廼村北北西方沖の釣り場で釣りを行った後、平成29年3月20日14時50分ごろ坂井市九頭 <sup>くずりゅう</sup> 川左岸所在のマリーナ（以下「Aマリーナ」という。）に向けて帰航する目的で、同釣り場を出発し、約15ノットの対地速力で自動操舵により北東進した。

	<p>船長は、15時10分ごろ、福井県福井市鷹巣港北西方沖に至ったところで、福井港福井区の福井南防波堤（以下「南防波堤」という。）先端付近に船首を向け、操舵室の全ての窓を閉め、空調機の冷暖房設定つまみを暖房側一杯とし、操縦席に腰を掛けて周囲の見張りを行っていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>船長は、15時30分ごろ、衝撃で目が覚めて自身が操舵室前方下の客室床に倒れていることに気付き、すぐに操舵室に戻ったところ、本船を操縦しようとしている同乗者と本船の船首部が南防波堤の基部付近に設置された消波ブロックに乗り揚げている状況を認めた。</p> <p>船長は、同乗者と操縦を替わって機関を後進に掛け、バウスラストを併用して本船を消波ブロックから離れたところ、船首部からの浸水を認め、Aマリーナに救助を求め、海上保安庁に本事故の発生を通報し、来援したAマリーナのボートに同乗者と共に移乗した。</p> <p>船長は、唇に3針の縫合を要する挫創を負った。</p> <p>本船は、その後沈没し、後日、船長が手配したサルベージ会社のクレーン船により引き揚げられ、福井港福井区に陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本事故後の本船、写真2 船首部船底の損傷状況、写真3 舵板及びプロペラの損傷状況、写真4 バウスラスト 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.1mであった。</p> <p>船長は、持病の薬を服用していたが、副作用として眠気を生じるものではなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、操縦席左斜め後方に設置した長椅子に腰を掛けて居眠りしている同乗者を認めていた。</p> <p>船長は、本事故当時、約8時間の釣りで少し疲れを感じていたものの、前日が休日でふだんどおり約6～7時間の睡眠をとっており、また、これまで航行中に眠くなったことがなかったことから、居眠りに陥るとは思いもしていなかった。</p> <p>船長は、本船を平成28年9月に購入してから10回ほど運航していた。</p> <p>船長は、自動操舵で航行していたこと及び操舵室内の暖房が効いて暖かかったことなどの要因が重なって、居眠りに陥ったものと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本船が北風等の外力により東方に圧流されたのではないかと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、福井港福井区を自動操舵により北東進中、船長が居眠りに</p>

	<p>陥ったことから、風潮流により東方に圧流されながら航行し、本件防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、操縦席に腰を掛けて見張りをしていたこと、疲れを感じていたこと、自動操舵で航行していたこと及び操舵室内が暖かいと感じていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>本船は、北東方に船首を向けて設定針路を保持する自動操舵としていたこと、風力2の北風が吹いていたこと及び上げ潮の中央期であったことから、東方に圧流された可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、福井港福井区を自動操舵により北東進中、船長が居眠りに陥ったため、風潮流により東方に圧流されながら航行し、本件防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中は、眠気を感じていなくても、適宜、身体を動かしたり、外気に当たったりするなど居眠り運航の防止対策をとること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

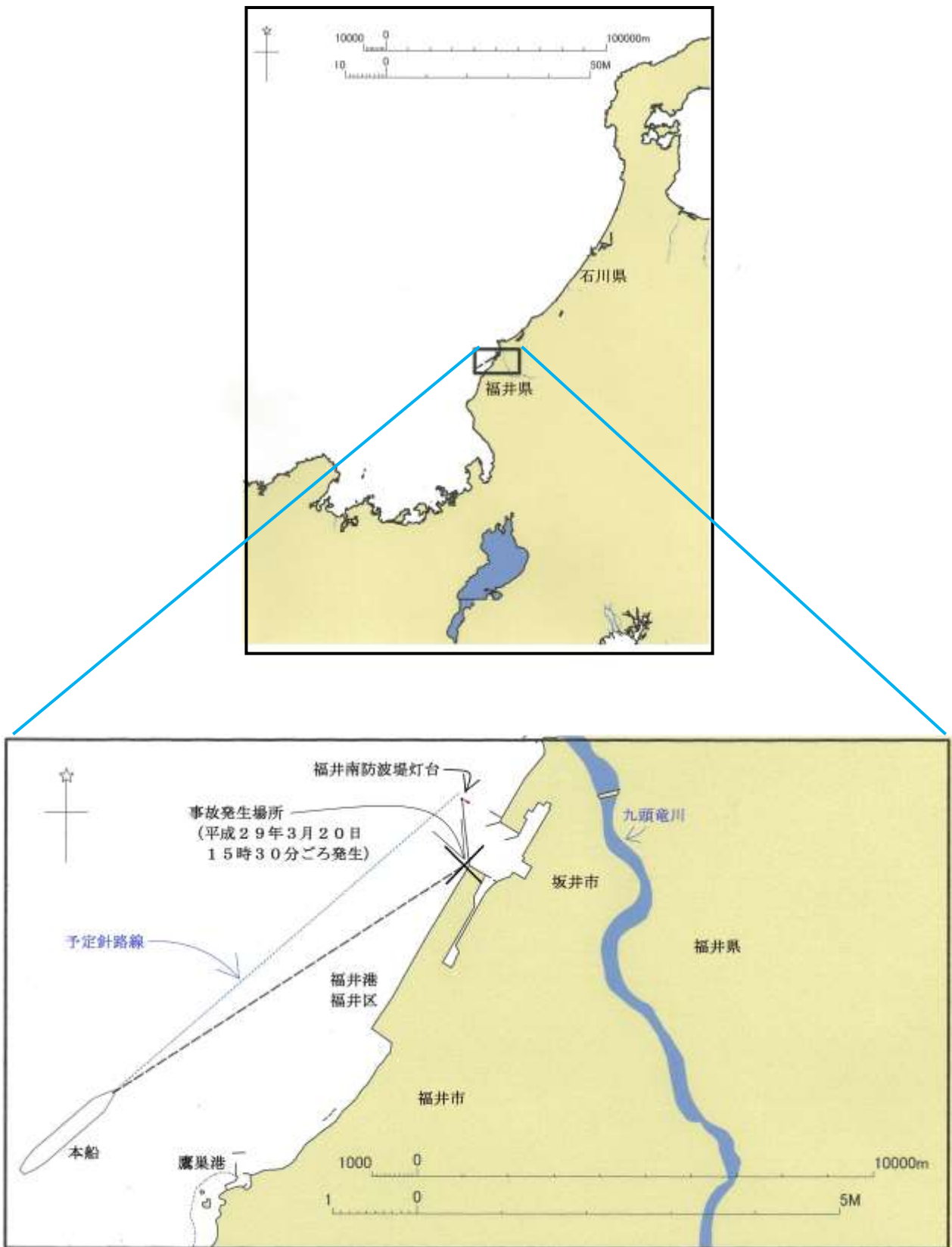


写真1 本事故後の本船



写真2 船首部船底の損傷状況



写真3 舵板及びプロペラの損傷状況



写真4 バウスラスト

